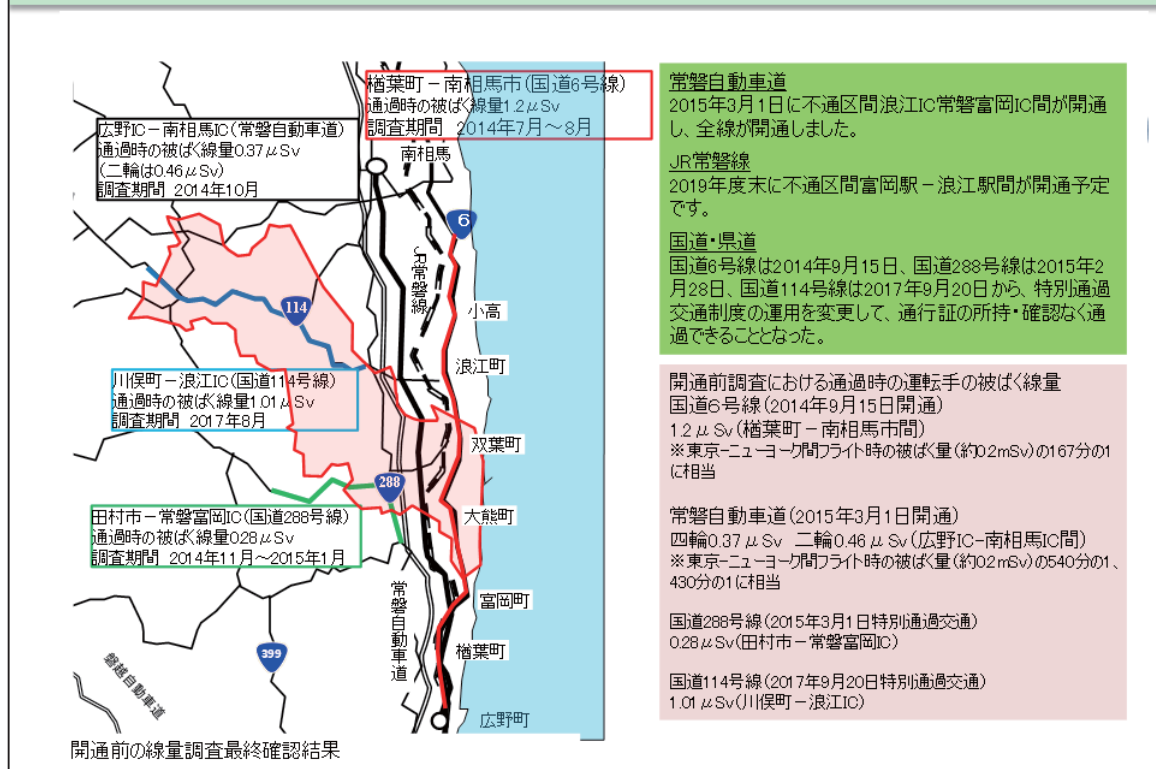




帰還困難区域では、住民の一時立入りや帰還困難区域の特別通過交通制度に基づく通過を除き、通行が制限されていました。

国道6号線は福島県の復興にとって重要な主要幹線道路であることから、除染作業や道路補修作業が完了したことを踏まえ、地元自治体との協議の結果、平成26年9月15日から国道6号線と県道36号線の通行証の所持・確認を要せずに特別通過交通が可能になりました。

平成27年3月1日の常磐自動車道常磐富岡IC・浪江IC間の開通に併せて、国道288号線～県道35号線は平成27年2月28日から、国道114号線、県道34号線及び県道49号線は、平成29年9月20日6:00から通行証の所持・確認を要せずに特別通過交通が可能になりました。

○帰還困難区域内等の国道6号及び県道36号の線量調査結果について(平成26年9月12日)

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/kokudou6gou_press.pdf

○帰還困難区域を含む国道288号及び県道35号の線量調査結果について(平成27年2月25日)

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/0225_001a.pdf

○常磐自動車道(常磐富岡IC～浪江IC間)及びならばPAの線量調査結果について(平成27年2月27日)

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/0227_001a.pdf

○国道114号、国道399号、国道459号、県道49号及び県道34号における帰還困難区域の線量調査結果について(平成29年9月15日)

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshiji/2017/pdf/0915_04.pdf

本資料への収録日:平成30年2月28日